

法の解釈・適用のあり方(一)

清水谷 隆 寛

一 序 説

昨昭和四十三年十一月十四日のことである。債権総論の講義を了えて講壇を降りようとしていたわたくしのところへ、一人の学生がやってきて、教えを乞いたいことがあるという。そして一枚の新聞の切り抜きを差し出した。

手にとって見ると、それは、利息制限法第一条、第四条の解釈につき新判断を示した、昭和四十三年十一月十三日の最高裁大法廷言渡の判決に関する報道記事で、下記のような解説つきで、事件の概要、判決理由などが記されていた。

(解 説)

最高裁大法廷横田正俊裁判長は十三日「債務者が利息制限法に定められた制限をこえて利息、損害金を支払った場合、その額が元金の弁済に充当してなお余りあるときは、その超過分は不当利得として返還を請求することができる」との新しい判断を示した。大法廷は三十九年十一月十三日「債務者が利息制限法に定められた制限をこえて支払った利息、損害金は、当然に元金の弁済に充当される」として、三十七年六月十三日同法廷が示した「元金に

充当されない」という判断を変更したが、こんどの判断は、三十九年十一月十三日の判例をさらに前進させ、債務者が利息制限法に定めた制限をこえて利息、損害金を支払った場合、その超過額が元金の弁済に充当してなお余りあるときは、その超過分は利息制限法一条、四条の各二項にかかわらず返還を請求することができるとしたものである。

(事件の概要)

上告していたのは金融業張熾財こと中村織雄さん。訴状などによると、中村さんは三十一年五月、建築業小林正次さんに返済期限一ヶ月、利子月七分、の約束で小林さん所有の家を担保にその上に低当権を設定、債務不履行の場合には代物弁済として所有権を移転するという約束で五十万円を貸し、利息三万五千円を天引した。

小林さんは同年五月から三十二年末まで二十二回にわたり、利息、損害金として計九十五万六千円を中村さんに支払い、さらに三十二年十二月から三十四年一月まで約二十八万四千円を支払った。ところが、中村さんはこれらは元金の支払いではない、として三十三年十一月、担保にしていた家屋の所有権移転登記をした。

これに対し四十年八月、小林さんの死後妻の秀雄さんら家族四人は「債務は三十二年十一月までに支払った九十五万六千円で消滅した。その後の支払いは債務の完済を知らずに支払ったものだから返還すべきだ」として不当利得の返還家屋の移転登記抹消の訴訟を起こした。

一審の東京地裁は「完済していない」という中村さんの言い分を認めたが、二審の東京高裁は、秀雄さんらの言い分を認めた。これを不服として中村さんが上告していたが、この日の判決で上告棄却となった。

(判決理由の要旨)

債務者が利息制限法に定められた利率をこえて任意に利息、損害金を支払ったときは、超過部分の返還を請求できないと規定している利息制限法一条四条は、金銭上の貸借について元本の債権があることを当然の前提としている。したがって、計算上元本が完済されたあとに支払われた金額は、債務がないのに、その弁済として支払われたものだから、かような金額には、利息制限法的一条、四条の適用はなく、不当利得として返還を請求できる。

(この日の最高裁判決に対し、横田裁判長と入江、城戸両裁判官の三人は反対意見を述べたている。)

学生がわたくしに教えを乞いたいと申出たのは、勿論この判決についてであった。学生のいうところは、次のとおりである。

(一) 利息制限法一条、四条の各第二項につきこの判決のような解釈が許されるとすれば、本法にこのような規定を置く必要は始めからなかった筈である。このような規定を置いたのは何か理由のあつてのことではないかと思うがどうか。

(二) この判決は、債務者が任意に支払った利息、損害金の超過部分は当然に残存元本の弁済に充当されるということ为前提としている。この前提は、昭和三十九年十二月十八日の最高裁大法廷判決の承認するところではあるが、この前提を承認することは、債務者に、右超過部分の返還請求を許したと同一の経済的利益を与えることになる。判決理由は民法四九一条をその根拠としているようであるが、それでよいのか。

以上の理由により、わたくしはこの度の判決（昭和四十三年十一月十三日最高裁大法廷言渡判決）にも、昭和三十一年十二月十八日最高裁大法廷言渡の判決にも疑問を持つ。

これが学生のわたくしに対する質問の要旨であった。

わたくしは学生の話聞きながら、このようなことを考えた。

学生のこの疑問は、差し当たりは、この度の判決が利息制限法第一条第二項、第四条第二項の文理に反してなされていることに向けられたものであるが、学生の疑問はこれよりもはるかに深いところから発したものでなからうか。裁判が具体的に妥当であるべきことは裁判の本質的な要請である。しかし、裁判が、すなわち司法権の行使が法に従ってなされなければならないことは、前者に優るとも劣ることのない法治主義の要請である。

ところが、現実には、具体的に妥当なることを願うの余り、裁判が条文の文理に反してなされていると思われる場合がままある。逆に、条文の文理に忠実ならんとするの余り、裁判の結果が具体的妥当性を欠くと思われる場合もある。そればかりではない。裁判が具体的に妥当であるかどうかの判断も、その人の価値観の異なるに従い異なる訳である。われわれは一体何を基準として裁判の当否を判断したらよいか。学生がほんとうに聞きたいのはこの点にあったのではなからうか。

これは、とりもなおさず、法の解釈・適用のあり方の問題であり、法解釈学の方法の問題である。そしてこれは、実定法学を学ぶものなら誰でも一通りは心得ておかなければならない問題である。

わたくしは、かような動機から、一つにはこの学生の間に答える意味において、一つには同じ疑問をいただいている

であろう他の学生の参考に供するために、この学生が提出した事案に即しつつ、この問題につき、平素からわたくしが考えてきた見解の一端をしるすことにした。これが本稿の目的である。

二 利息制限法所定の制限超過利息と元本充当

順序として、最初に昨年十一月十三日の最高裁大法廷言渡の判決の前提となっている昭和三十九年十一月十八日の最高裁大法廷言渡判決の判決理由と、これと見解を異にする昭和三十七年六月十三日同法廷言渡判決の判決理由をしるすことにする。

(一) 昭和三十九年十一月十八日最高裁大法廷言渡判決の判決理由

(1) 債務者が利息、損害金の弁済として支払った制限超過部分は強行法規である本法一条、四条の各一項により無効とされ、その部分の債務は存在しないのであるから、その部分に対する支払は弁済の効力を生じない。従って債務者が利息、損害金と指定して支払っても制限超過部分に対する指定は無意味であり、結局その部分に対する指定はないのと同一であるから、元本が残存するときは、民法四九一条の適用によりこれに充当されるものといわなければならない。

(2) 本法一条、四条の各二項は、債務者において超過部分を任意に支払ったときは、その返還を請求することができる旨規定しているが、それは、制限超過の利息、損害金を支払った債務者に対し裁判所がその返還につき積極的

に助力を与えないとした趣旨と解するを相当とする。

(3) また、本法二条は、契約成立のさいに債務者が利息として本法の制限を超過する金額を前払しても、これを利息の支払として認めず、元本の支払に充てたものとみなしているのであるが、この趣旨からすれば、後日に至って債務者が利息として本法の制限を超過する金額を支払った場合にも、それを利息の支払として認めず、元本の支払に充当されるものと解するを相当とする。

(4) さらに、債務者が任意に支払った制限超過部分は残存元本に充当されるものと解することは、経済的弱者の地位にある債務者の保護を主たる目的とする本法の立法趣旨に合致するものである。右の解釈のもとでは、元本債権の残存する債務者とその残存しない債務者の間に不均衡を生ずることを免れないとしても、それを理由として元本債権の残存する債務者の保護を放棄するような解釈をすることは、本法の立法精神に反するものといわなければならない。

この判決理由には横田喜三郎、奥野健一、斉藤朔郎の三裁判官の補足意見と入江俊郎、石坂修一、横田正俊、城戸芳彦の四裁判官の反対意見が附せられている。判決の当否を判断するのに必要だと思われるので附記することにす。

(補足意見)

(1) 横田喜三郎裁判官の補足意見

わたくしは、本判決理由のうちで利息制限法の立法趣旨に関する点をとくに重視する。これについては、昭和三十七年六月十三日言渡大法廷判決に対する反対意見として詳しく述べたから、それをここに引用する。

(2) 奥野健一裁判官の補足意見

私の補足意見は昭和三十七年六月十三日言渡大法院判決における私の反対意見と同一であるから、それをここに引用する。

なお附言するに、利息制限法は高利金融に対し経済的弱者である債務者を保護するため一定の利率を設けて、これを超過する利息、損害金の約定を禁止し、その超過部分を無効とし、その債務の存在を否定することとして、借主たる債務者を保護することを以ってその目的とするのである。

従って貸主たる債権者が右超過部分の利息、損害金の支払を請求することの許されないことは勿論であり、債務者も右超過部分の支払をなす義務を負わないのである。…然るに、実情は経済的弱者たる債務者は心ならずも右制限超過部分の支払を強いられるのが現状である。

固より、超過部分の債務は無効であり不存在であるから、超過部分の支払は非債弁償であり、本来ならば不当利得としてその返還を請求することができる筋合であるが、法は苟も制限利率を超過する約定を禁止し、これが超過部分の支払を否定する建前を採っている以上、債務者がこの禁止に違反して、敢て超過部分の支払をした場合に、これが返還を許容することは、法の禁止する行為を保護する結果となり、法の目的に副わないことになるから、本法一条、四条の各二項において、債務者に対してその返還の請求を認めないこととしているのである。しかし、法はこれがため、債権者に右超過部分の支払を受領する正当な権限ありとして、これを保護しているのではない。飽くまでも、右超過部分は無効であり、その支払は無効の弁済であることに変わりはないのである。従って、他に元本債務の存在する

限り、右弁済は民法四九一条の原則に従い、それらに充当されることを禁止するものでないと解すべきである。…：反対論者は偶々他に充当すべき元本債権等の残存しない場合と比較して不公平であるというのであるが、かかる理由を以って右充当弁済を否定して、債務者の不利益に帰せしめることは本末顛倒の論であるといわねばならない。

また、超過部分の支払につき、一方においてこれが返還を否定しながら、他方において残存元本債務等に対する弁済としてその充当を認めることは、その返還を認めるのと経済的に同一の結果となり、矛盾であるとの反対論にも賛同できない。…：殊に、本法二条は天引利息について、制限超過部分を元本に充当したものとみなしているのであるが、これは貸借の締結に当たり債務者が任意に制限超過の利息の前払をなした場合は、その超過部分は利息の有効な支払とは認めず、また、固よりこれが返還の請求を認めず、当然これを元本の支払に充てたものとみなしているのであって、…：制限超過の利息の支払(天引すなわち前払をも含めて)は、その返還請求は許されないが、残存元本債務等に対する弁済に充当することを是認している証左と解することができる。従って、また本条を以って右弁済充当を否定する根拠とするは不当である。

かくの如く制限超過の利息、損害金の支払につき元本等の残存債務のある場合に、これに対する弁済充当を認めることは、法の禁止に反して超過部分の支払をなした債務者とこれが支払を受領した債権者との双方の関係を平衡ならしめる所以であり、常に支払をなした債務者のみに不利益を帰せしめる不公平を是正し、本法の目的である債務者保護の趣旨に副うものといえよう。

なお弁済の充当について一言私見を述べれば、利息についての制限超過部分の支払は元本に法定充当されるのであ

るが、元本債権が未だ弁済期にない場合であっても、これに充当されるものであることは、民法四八九条、四九一条により明らかである。そして弁済期前の元本債権に充当する場合には弁済期までの制限内の利息を付して充当すべきものと解する(同法二二六条二項)。

また数個の債務のある場合は先づ債務者の指定した利息についての元本に充当し、なお残余があれば他の債務に同法四八九条、四九一条により充当すべきものである。右の如く弁済期前の元本に充当するとすれば、超過部分の利息の返還の問題を生ずる場合は比較的すくないのであるが、この点につき、昭和二十九年三月二十二日衆議院法務委員会において政府委員は「利息制限法一条二項が実際に問題となるのは元利金を支払ったあとになって、実はあの支払額は限度をこえた率を支払ったものであるということを利用して、債務者の方から返還の請求をすることができるといふ場合に、実益のある規定であって、途中で債権者の方から限度超過の利息の支払を元本に入れないで、元本の支払を請求することはできないのである」旨の説明をしているところから見ても、同条二項の超過部分の返還請求の問題を生ずるのは、「元利金を支払った後に起こる問題であることは、本法立案当局も始めから予定していたものといふべく、従つて右の如き関係にあるからといって、同法一条二項の規定が無意味になるものとして超過利息の元本充当を否定する理由とはならない。

(3) 齋藤朔郎裁判官の補足意見

法律に違反したことが行なわれて後日それが裁判の問題となった場合に裁判所はその行為の効力を否定するのが通常的事態であつて、ある行為を無効と定めながら裁判上その無効を主張できないものとすることは、むしろ異例のこと

とといわねばならない。高利の禁止という政策を法律の力で画一的に達成せしめることは、実際上かえって弊害を伴うおそれもあるので、無効としながらも裁判による助力を与えないという線で放任するということも一つの異例の措置として理解できる。しかし、債権者は債務者の任意に支払った制限超過利息(遅延損害金を含む。以下同じ)の返還請求を受けないということだけでも極めて有利な立場に立っている上に、さらに残存元本の支払をも請求できるというのであっては、利息制限法の立法趣旨である債務者の保護は実際上ほとんど失われてしまう。私の考えでは、裁判所は、債務者のために、その任意に支払った制限超過利息の返還請求を認めないとともに、債権者のため、制限超過利息の支払を受けながら、なお残存元本の支払を請求することを認めない。すなわち、裁判によって事を処理する場合には、問題の金額に関する限りにおいては、債権者・債務者いずれの側からしても新規の金銭の出し入れをなさしめないで、その当時の金銭の支払関係の現状をもとにして、高利の禁止という立法の目的にかなった解決をあたえるのが最も公平の理念に合する措置であると考える。

法律の解釈には、おのずから一定の限度があるのであって、一部の学者の主張するように、法文の文理を無視した自由本奔のものでないことはいうまでもない。しかしその限界内と考えられる範囲内においては、公平とか信義誠実とか具体的妥当性などという、いわば民法分野における超法規的一般原則によりよく適合するような解釈をとることが、法を適用するに当たっての基本的態度でなければならぬ。私は反対意見の見解が法律解釈の限界内であり、多数意見の見解がその限界を逸脱するものとは考えない。どちらの解釈も現行法の文理と必ずしも矛盾するものでなく、そのいずれを採るかは、前記一般原則の理念にいずれがよりよく適合するものと考えるかの選択の問題にすぎないと

信じる。

(反対意見)

(1) 石坂修一裁判官の反対意見

わたくしは、当裁判所の判決（昭和三五年(4)第一〇二三号同三七年六月二三日大法院言渡）に示された多数意見は正当であり、なお維持すべきものであって、にわかに変更すべきものでないと思料する。この多数意見に従って本件における多数意見に反対する。

(2) 横田正俊裁判官の反対意見

（入江俊郎、城戸芳彦両裁判官は右横田正俊裁判官の反対意見に同調する）

私は以下述べる理由により、当裁判所大法院の判例の結論を維持するのが相当であると考えから、多数意見には同調しかねる。

(一) 等しく金銭を目的とする消費貸借といっても、貸主は各種銀行から市井の貸金業者、個人に至るまでその種類は多く、借主も大企業、中小企業から一般消費者に至るまで多種であり、借り受けの目的も多様である。そして経済の一般原則にしたがえば、金銭貸借の対価である金利も、その時の一般的金融情勢のほか貸主の持つ資金の多寡、貸付に用いられる資金が安いものか高いものか、借手の信用度すなわち回収が確実であるかどうかの貸付または回収の手續に費用がかかるかどうか等の諸要因によって左右されるはずのものであるから、消費貸借における利息または損害金の約定も、一般の取引におけると同様、一応は契約自由の原則に委せ、ただ借主に余りに不利益なものだけを、

民法九〇条のような一般条項ないし旧利息制限法五条のような特別の救済規定により裁判上これを是正すれば足りるということも考えられないではない。

しかし、それでは借主の保護に不十分なので、立法措置をもって、利息または損害金につき適当と認められる最高水準を定め、これを超える部分につき約定の効力を否定することが必要とされるのであり、いわゆる利息制限立法がこれに当たるのである。しこうして利息制限法令においても他の統制法令におけると同様、適当と認めた基準を一度定めた以上は経済界の実態がどうあっても、また経済界にある程度の摩擦を生ずることがあってもこれを強行するという強い立場が先づ考えられる。しかしながら、他面において、その基準が必ずしも適切でないことから生ずる不都合や摩擦はできるだけ避けなければならない。ことに借主保護に急なる余り、経済界の実情に余りにもかげ離れ、金融機構（とくに信用の乏しい者も比較的に安い利息でしかも返済し易い方法で金銭が借りられるような機構）の整備充実をまたないで、余りに厳格な規整を強行するときは、金融梗塞という借主のためにならない結果または闇金利の横行というような法律軽視の風を招来するおそれのあることも反省されなければならない。（宅地、住家の借主の保護を目的とした地家賃統制令その他の法令の実施が健全な住宅政策の裏付けを欠いたため住宅難という借りる者に不利益な結果や闇取引の公然たる横行という現象をもたらしたことは周知のとおりである）したがって利息等の制限に関し最高の基準を法定した場合においても、金融市場の複雑性にかんがみ、これを全面的に強行することが適当でないと思われるときはこれに対するなんらかの緩和策を併せ講ずることは決して理由のないことではない。

(二) ところで、現行のわが利息制限法の規定を概観するに、同法は、利息の約定と損害金の約定とに分ち、元本額

のいかんにより三段階の最高利率を定め（損害金のそれは利息のその二倍）、これに違反する契約は、超過部分につき無効とする反面、債務者が右超過部分を任意に支払ったときは、その返還を請求することができない旨を規定しているのである。右によれば、同法は、利息等の最高基準を法定しながら、これを絶対的に強行するという態度をとらず、旧利息制限法下においてすでに判例として確定されていた原則を法規に定着させることにより、右制限に対する緩和策を併せ規定しており、しかもその緩和策の核心を、債務者の任意の支払という点においていることが知られるのである。

右緩和策の意義を大まかにとらえてみるならば、右制限法は、同法に規定する保護を受けるかどうかを債務者自身の意思にかからせ、債務者が法による制限を敢て主張しないで、制限超過の利息等を任意に支払ったときは裁判所としても、その意向にしたがうこととし、後日に至って債務者が法による保護を主張しても裁判所はこれに応じた是正措置を講じないことを明らかにしているものと理解されるのである。

(三) つぎに、右緩和策たる法一条二項、四条二項の意義につきやや詳細な検討を試みることにする。

(い) 右各本条については、悪法であるという批判もあり、それは、ひつきょう、債務者の任意の支払といつても、それは実質的には半ば強制された支払にはかならないから、そのようなことによつて、借主の保護を目的とする法の適用を緩和すること自体が不合理であるということを理由とするものようである。しかし、そのように割り切ってしまうことができるであろうか。もとより (1) 債務者が債権者の強迫により超過部分の支払をした場合や利息の天引の場合のように、債権者の直接の強制によつて支払または控除が行なわれた場合には、債務者の意思にそつたとし

ても、とうてい前示各法条にいう任意の支払と認めえないことはいうまでもないが、(四) 高利ではあっても、きわめて適時の融資により債務者が企業上または生活上の危機を乗り切ることができた場合や、その資金の運用により債務者が多大の収益を上げることができたような場合には、制限超過部分の支払も、きわめて任意であることがありうる。(イ) その他の場合における債務者の支払の場合における債務者の支払の任意性は、右(イ)(四)両極端の中間に位し、その任意性の程度には、具体的事情のいかんによりかなりの差異がありうることを認めなければならぬ。しかし、任意性の程度いかんにより法律上の取扱を差別することは困難なことであるから、いやしくも任意性が認められるかぎりにおいては、債務者はそれぞれの考えがあって支払っているものと認め、一律にその意向にしたがって事を処理することとしても必ずしも不合理とのみ断定することをえない。旧利息制限法下における裁判例が債務者の任意の支払いに特別の意義を認めているのも、単に旧法が「裁判上無効」という規定の仕方をしているという形式的な理由だけからではなく、以上に述べたようなことをその実質的な理由としているのではないかと思われる。

(ろ) 右各法条は、制限超過部分の返還を請求しえない旨を規定するに止まるから、単に不当利得の返還請求が制限されているに過ぎないとするのが多数意見であるが、前述の如く右各法条による緩和策の意義が、債務者の意向を汲み、裁判所としては、後日、敢てこれに介入しないという点にあるとするならば、債務者のした任意の支払は、制限超過部分については非債弁済であるが、有効なものとし、債務者が後日に至り不当利得としてその返還を求めても裁判所はこれに協力しないのももちろん、債務者が任意に指定充当した弁済もこれを有効なものとし、債務者が後日に至り、制限超過部分についての充当の指定は無効であるとして民法四九一条による法定充当を主張しても、裁判所は

これに応じて同法による是正措置を講じないというのが右各法条の趣旨であると解するのが最も自然であり、かつ権衡のとれた解釈である。なお、多数意見は、法二条の規定を法定充当説の論拠としているが、制限超過利息の天引の場合には、実質的にみて、右天引部分については消費貸借の要物性が認められないばかりでなく、前述の如くその控除についての債務者の任意性が全く認められないから、その部分は、まだ弁済期の到来していない元本の支払に充てたものとみなすというきわめて特異な取扱いをしているのであって、このような特異の規定の存在が一般の任意弁済の場合における法定充当を理由づけるものではない。

(ハ) 法定充当説は次の諸点から考えても妥当なものとは思われない。

(イ) 元本の弁済期が未到来の場合には、多数意見の法定充当説も、任意に支払われた利息の制限超過部分の元本への法定充当を認めるものではないと解されるが（これを認めるとすれば法一条二項の規定はほとんど適用の余地のない無意味なものとなるからである）この場合においては、ただ弁済期のすでに到来した①他の利息債権または②別口の元利金債権への法定充当が問題となる。そして

①利息を定期に支払うべき場合において、当期の利息を次期の利息の弁済期前に支払えば次期の利息への法定充当は行なわれないのに反し、その弁済期後に支払えば、次期の利息に法定充当されることになり、利息支払の時期いかにによりきわめて不権衡な結果を招来するばかりでなく、計算を複雑にする。

②民法四九一条は数個の債務がある場合にも適用されるから、ある口には任意弁済された利息の制限超過部分は、すでに弁済期に弁済期の到来した別口の債権の利息、損害金ないし元本の債権に法定充当されることになり、これら

の債権のない場合との権衡を失するばかりでなく、計算関係を当事者の予想に反したきわめて複雑なものとする。この点は、後述の損害金の弁済金についても同様である。

(四) 元本の弁済期が到来した後には、法定充當にしたがえば、元本が残存するかぎり利息または損害金の制限超過分は元本に法定充當されることになる。そして、弁済は、元本より先に損害金に充當されるものであり、損害金債権が残存しているときは必ず元本債権が残存することになるのであるから、債務者が支払った制限超過部分は常に元本債権に弁済され、不当利得返還の問題を生ずる余地はないことになる。(損害金と元本の残額の全部を同時に支払った場合が考えられるだけである。)したがって、法四条二項の規定を多数意見の説くように不当利得だけに關する規定であると解するならば四条二項が損害金につき右一条二項の規定を準用しているのは全くといってよいほど意味のないこととなる。

ことに、旧利息制限法は損害金につき最高利率を定めず、ただ五条の救済規定だけを設け、しかも商事については、この規定すら適用しないものとしていた(商法施行法一一七条)のに対し、現行利息制限法は、民事、商事を區別せず：・損害金の最高利率は利息のそれに二倍にするという厳格なる態度をとることとした反面、その緩和策として法四条二項の規定を設けていることにかんがみれば、その緩和規定が右の如く全く意味がなく、利息の場合の緩和策といちじるしく権衡を失したものであらうとはとうてい考えられないのである。

要するに、利息損害金を通じ、任意に支払われた制限超過部分の法定充當が否定されればこそ、その超過部分について不当利得の問題が生ずるのであり、不当利得となればこそ、その返還を制限するために法一条二項及び四条二項

の規定が設けられているものと解すべきであろう。(なお奥野裁判官は、補足意見の最後の部分において、政府委員の説明を引用し、法一条二項の超過部分の返還請求の問題を生ずるのは、元利金を支払った後に起こる問題であると説いておられるが、元本の残存するかぎり超過分は当然に元本債権に充当されるとすれば、元利金を完済した後に起こる問題は、超過部分についての不当利得の問題ではなく、元本の過払い、すなわち、元本についての不当利得の問題に過ぎないのであるから、結局、法一条二項及び四条二項の規定は無意味な規定というほかないのである。そして元本についての不当利得の返還請求の制限については、利息制限法に別段の規定がないのであるから、民法七〇五条の規定が適用されることとなるであろう。)

いわゆる悪法は、できるだけ縮少解釈すべきであつて拡張解釈すべきでないとの解釈論は、私も一般論として肯認しないではない。また、多数意見の強調する借主の保護の必要性もよく理解し得るのであるが、法律の解釈にはおのずから限界があるのであつて、それ以上のことは明確な立法をもつて解決すべきではないかと考える。

(二) 昭和三十七年六月十三日最高裁大法廷言渡判決の判決理由

(1) 金銭を目的とする消費貸借上の利息または損害金の契約は、その額が利息制限法一条、四条の各一項にそれぞれ定められた利率によって計算した金額を超えるときは、その超過部分につき無効であるが、債務者がそれを任意に支払ったときは、その後において、その契約の無効を主張し、既にした給付の返還を請求することができないものであることは、右各法条の各二項によって明らかであるばかりでなく、結果において返還を受けたと同一の経済的利益

を生ずるような、残存元本への充当も許されないものと解するのが相当である。

(2) 原判決は元本債権にして残存するならば、超過支払部分は当然元本に充当されると解するのが、同法二条の法意に通じ、かつ高利金融に対して経済的弱者である債務者を保護しようとする同法制定の趣旨にも適合する所以であるというが、同法二条は、消費貸借成立時における利息天引の場合を規定したものであって、債務者が、契約上の利息または損害金として、法定制限を超える金額を任意に支払った場合につき規定した同法一条、四条の各二項とは、おのずからその趣旨を異にするから、同法二条がその規定のように擬制を許すからといって、同法一条、四条の各二項も同一趣旨に解さなければならないとする理由とすることはできない。

(3) また、利息制限法が、高利金融に対して経済的弱者である債務者を保護しようとの意図をもって制定されたものであるとしても、原判示の如く、その充当を元本債権の残存する場合にのみ認めるにおいては、特定の債務者がそれによる利益を受け得るとしても、充当されるべき元本債権を残存しない債務者は、これを受け得ないことになり、彼此債務者の間に著しい不均衡の生ずることを免れ得ない。

なお、この判決理由には裁判官河村大助、同下飯坂潤夫の補足意見、裁判官横田喜三郎、同池田克、同奥野健一、同山田作之助、同五鬼上堅磐の反対意見が付せられている。

(補足意見)

(1) 河村大助裁判官の補充足意見

一、利息制限法が、債務者保護を基調とし、兼ねて社会の経済秩序を維持するという目的の下に制定されたものであることに異論はない。しかし借手が常に経済的弱者であると断定することは我国庶民金融の実体に照らし到底承服できないところである。周知のとおり、貸金業界に依存する中小企業並びに零細融資の需要者たる庶民大衆は質草もない無担保金融に依存するものが多く、経済上の需要供給及び焦付きの危険度等から自然高利金融を生む結果となつて、貸金業者の届出利率も制限利率をはるかに超過する日歩二〇銭を下らない高利取引が公然行なわれているのが現在の実状である。そして貸金業界の行なう消費貸借はその用途が大体において、生産資金と消費資金と分れるのであるが、現在の金融取引の圧倒的多数を占める前者の場合は借手が必ずしも経済的弱者であるとはいえない。すなわち借入金を生産資金に回して企業の利潤から利息を払うことができるからである。元来利息は、企業の利潤によつて賄われるのが原則であるから、その利息が利潤の範囲内における相当額である限り、制限超過の利息だからといって、経済的に不合理な高利とはいえないのである。唯固より特定の一企業にとつて、その金利が利潤の範囲を超える場合もあり得るのであるが、金融市場の一般的水準とされている金利そのものは、その時における貨幣資本の需給を平衡させているものであるから、一般的に不当な金利であるとはできない。ただ消費資金の貸付はその需要が概ね困窮に陥つた者の借入れであつて、その高利は苛酷な性質を帯びる場合が多いのであるから、本来は別に公の金融施策が望ましいことであるが、その実現の容易でない今日においては、異種の性格をもつ消費貸借を一律規制するのは止むを得ないところであらう。法が超過部分を一応無効としながら、その任意支払を禁止しないという弱い統制から、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第五条の強い統制迄の中間区域の高利取引を、事実上当

事者の自由に放任したのも、前述のような庶民金融の実態から見れば、理解することのできる措置といえよう。すなわち、立法者もにわか**に強い統制を加えることは、決して金融秩序を維持する所以でないとの結論に到達したものと**思料される。然るに若しも今日の金融取引において、利息、損害金の制限超過部分の任意支払をもって、元本へ充当したものとみなすにおいては、貸金業界に恐慌を来たし、金融の梗塞を招来するおそれなしと何人が断言できるであろう。

二、同法一条二項及び四条二項の規定は、民法の不当利得に関する規定の特則として設けられたものであって、債務者はその超過部分の契約が無効であることを知っているか否かを問わず、苟くも一旦任意に支払われた以上その返還を請求することができないものとして定められたものと解すべきである。旧法の「裁判上無効」とするとの規定には解釈上争いがあったが、判例は一貫して債権者は裁判上は請求し得ないが、債務者が任意に弁済したときは、その返還を請求することができないとの解釈をとっていたので、改正法も右判例によりつちかわれた慣行をさらに強化し明文化したものと見られる。従って同条の超過部分の任意支払を債務の弁済と解することでできないにしても、少なくともその超過部分の任意支払を債権者に帰属させ、これが利得の保有を許したものと解せられるから、債務者に返還請求を許したと同一の経済的利益を与へることは許されないものと解するを相当とする。

超過部分の任意支払を元本への充当に変更するが如きことは、明文に根拠ないこと明らかであるのみならず、各法条の解釈からも当然に導き出されるものではなく、却ってかかる解釈は、利得の保有を許した各条の規定と矛盾するものである。原判決は超過部分の任意支払を以って、同法二条において貸借成立の際に天引した超過利息を元本の支

払に充てたものとみなす旨規定している法意に通ずるという見解を採っているが、天引した超過利息を元本に充当することにしたのは、現金の授受のない名目的の元本と名目的の支払利息の双方を打消すことにしたものであって、実質的には消費貸借の要物性を欠く部分に消費貸借の成立を否定したのと同じ結果になるものである。すなわち同条は、金銭の授受を伴わない消費貸借の部分について、当事者の合意と異なる充当を擬制した規定であるが、他方同法一条二項は、現実に金銭の授受が行なわれた場合の規定であって、両者は全く類似性をもたない事項である。従って前者に対する法則を後者に類推適用することは、類推解釈の限界を逸脱するものといわなければならない。

三、次に制限超過部分の利息、損害金の契約は無効であるから、その部分の弁済は民法四九一条により当然元本に充当されるとの見解にはわたくしは賛同できない。同条の法定充当はいうまでもなく弁済者または弁済受領者が同法四八八条に基づく充当指定権を行使しなかつた場合に適用あるものであって、弁済者が特定の利息または損害金の弁済に指定した場合においては、たとえその債務が無効であり、また同法四八八条三項の充当の意思表示も無効であると解せられるにしても、その弁済が不当利得として返済請求権を有するかどうかの問題を生ずるに止り、充当すべき特定の債務を指定した当事者の意思に反し、他の債務に充当することは許されないものと解すべきである。特に利息制限法一条が超過部分の契約を無効としつつ任意支払の場合には返還請求をすることができなかつたのは、取りも直さず、債権者に利得の保有を許す趣旨と解せられるから、当事者の指定に反する他の債務の弁済に充当するが如きは、同法一条二項の趣旨と矛盾するものである。従って法定充当説もとるを得ない。

(2) 下飯坂潤夫裁判官の補足意見

右河村大助裁判官の補足意見に同調する。

(反対意見)

(1) 横田喜三郎裁判官の反対意見

利息制限法一条二項は、債務者が同条一項の利息制限を超過した部分を任意に支払った場合に、その返還を請求することができないことを定めているだけであって、その部分を債権者が制限超過の利息の弁済として取得し得ることを定めているのではない。もとより、他方で、その部分を元本に充当すべきことを定めているのではない。一条二項の規定は、規定そのものとしては、この点に関して、いずれとも定めていないのであって、法の不備であるといわなければならない。

このような場合には、立法の趣旨に順じて解釈することが法の解釈の基本原則である。いったい、利息制限法は、いわゆる社会立法に属するもので、その根本の立法趣旨は、何よりもまず、経済的弱者の地位にある債務者を保護することにあり。このことは、国会における本法の審議に当たって、政府委員がくりかえして説明したところである(第一九回国会衆議院法務委員会議録第四六号(昭和二九年四月二七日)一頁、二頁参照)。他方で金融の円滑を期することも必要ではあるが、経済的弱者の保護という目的にくらべれば、第二次的のものといわなければならない。そうして見れば、利息制限を超過する部分については、経済的強者である債権者利益のために、これを制限超過の利息に充当するよりも、経済的弱者である債務者の利益のために、残存する元本の支払に充当することこそ、利息制限法の立法趣旨に合するといわなければならない。

そればかりでなく、国会における本法の審議のさいに政府委員は、くりかえして、元本が残存する場合には、利息制限を超過した部分は元本の支払に充当されるべきことを明言した。これに対して、いかなる反対または異議も議員から述べられなかった。この点から見れば、立法の趣旨は、明らかに、利息制限の超過部分は、残存元本の支払に充当されるべきことにあるといわなければならない。

もとより、立法者の考えた立法の趣旨は、法の解釈においてかならずしも絶対に決定的なものではない。しかし、その趣旨が不合理なものでなく、十分に理由のあるものであるならば、それにしたがって解釈すべきことは当然のことといわなければならない。民主主義の原則に従い、国民を代表する国会によって制定された法律については、とくにそうである。利息制限法は、いわゆる社会立法であって、上述のような立法趣旨は、十分に理由のあるものであり、しかも国民を代表する国会によって民主的に制定されたものであるから、その立法趣旨を無視する解釈は、決して正当なものといふことができない。

以上の理由のほかに、利息制限法二条からも、制限超過部分を残存元本の支払に充当すべきことは裏づけられる。この点については、奥野、五鬼上両裁判官の反対意見で述べられているところに同調する。

(2) 池田克裁判官の反対意見

…利息制限法を通観すると、法は、金銭を目的とする消費貸借上の利息損害金の契約につきそれぞれその元本に対する割合の最高限を定め、超過部分については、裁判上たると裁判外たるとを問わずこれを無効として私法上の効果認めないこととすると共に、利息の天引、みなし利息等の制限規定を設け利息、損害金の制限の潜脱を抑圧しよ

うとしているのであって、経済的弱者たる債務者の保護のための骨子をなすものであることが十分に理解されるところである。

従ってこれらの法意の存するところを推し進めると、債務者が制限超過の利息、損害金を任意に支払ったときは、それらの金額それ自体債務者には帰属できないとしても、それだからといって債権者に帰属するいわれもないのであるから、かかる事態を合理的に解決することが要請されるものというべく、そのためには、衡平の原理に照らして妥当な結果が得られるように考えなければならぬところである。解釈の任務はここにある。とすれば、右の場合において、元本債権が残存しない限り事実上債権者の利得する結果となることはやむを得ないところであるが元本債権が残存する限りこれに充当されることとなるものと解するのが最も合理的な解決となり、衡平の原則にもそう所以であって、いな、むしろこれが法の全趣旨に基づく当然の論理的帰結であると思料する。

しかるに、法一条、四条二項が右の場合には、一条、四条各一項の規定にかかわらず債務者はその返還を請求することができないとしていること、また、法二条が元本への充当を利息の天引の場合について規定していることから、利息を天引した以外の場合においては、残存元本への充当が許されないものと解することは、衡平の原理にそわず、論理的にも背首しがたいものといわなければならない。

なお念のため付言すると、法の定めている利息、損害金の限度は、消費貸借における使用対価、危険の保険料等が十分に参酌されているものであること、しかも、その最高限を超えても、さらにこれを著しく上回る高率の利息、損害金を契約しまたは受領した場合（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律五条）でない限り取締の対

象とされないで、いわゆる闇高利闇金融として放置されていること等を考えあわせると、前記の如く残存元本への充当を積極的に解しても、そのために、いわゆる庶民金融を梗塞するおそれがあるとはいえず、そのような政策的考慮によって折角の社会立法を力の弱いものとする解釈は採るを得ないところである。

(3) 奥野健一、五鬼上堅磐両裁判官の反対意見

債務者が特に利息、損害金の支払と明示せず支払をしたときは制限超過部分の支払は元本の残存する限り当然これに充当され、制限超過部分の利息、損害金の支払に充てられるものでないことは殆んど争のないところであろう。けれど、制限超過部分の利息、損害金は無効であり、かかる債務は存在しないのであるから、その部分の弁済は民法四九一条により当然元本に充当されるべきであるからである。

問題は、債務者が特に利息、損害金の弁済として指定して支払った場合であるが、元来制限超過の部分は強行法規たる利息制限法一条により無効とされており、その部分の債務は存在しないのであるから、その部分に対する弁済は不可能である。従って債務者がたとえ利息、損害金として弁済しても、その指定は不可能な弁済の指定であって、法律上その指定は無意味であり、結局その部分に対する指定がないのと同一体であるから、当然民法四九一条が働き、残存元本に充当されるものと言わざるを得ないのである。

成程、本法一条二項には超過部分を任意に支払ったとき、その返還を請求することができない旨を規定しているが……右一条二項の趣旨は旧利息制限法の「裁判上無効」とするとの規定に関する大審院判例に従って、債務者が任意に支払った制限超過部分については民法七〇三条または七〇八条但書によって不当利得としてその返還を請求する

ことを得ないものとしたに止り、それ以上に債権者に利益を与える趣旨のものでないと解すべきである。すなわち、本法が制限超過の利息の契約を禁止した以上、それにもかかわらずした弁済について裁判所がその返還につき積極的に助力を与えないこととしたに過ぎないのである。殊に「裁判上無効」とした旧利息制限法の規定が「裁判外は有効」であると解せられる余地があったのに反して、本法は「超過部分につき無効」と規定し裁判外であると裁判上であるとを問わず常に無効であることを明白にしたのであるから、たとえ制限超過の利息を裁判外において支払っても常に無効の弁済であり、裁判外の任意の支払であるからといって有効な弁済と解する余地はなくなったのである。それ故に本条二項を創設したからといって、既に一条一項によって無効とされている制限超過部分が有効な債務または自然債務となり、これに対する弁済が有効となるものと解したり、元本債務が残存する場合にもこれに対する法的充當を否定する趣旨と解すべき何らの根拠にもならないのである。そして元本の残存する限り制限超過部分の支払がこれに充當されるものと解しても制限超過部分の返還を認めるのと同い結果になるものでないことは言うを俟たないところである。

また、このことは本法二条からも裏づけ得るものと思う。同条に言う利息の天引とは利息の前払の意味であって、本条は債務者が任意に利息の前払をしても制限超過部分の有効な支払とは認めず、これを元本の支払に充てたものとみなし、当事者の一方または双方の意思によっても制限超過部分の利息の有効な支払とはなり得ないこととしているのである。そしてこの理由はたとえ利息の天引をしないで借主が一応元本金額の交付を受け、即座に利息の前払として制限超過部分の支払をしたとしても、矢張り制限超過部分の利息の支払は元本の支払に充てたものとみなされるべ

きことは同様である。けだし然らざればこの方法により容易に同条の免脱を図ることができからである。然らば、後日に至って制限超過部分の利息を支払った場合でも、民法四九一条によりその部分の支払を残存元本の支払に充当することを否定しなければならぬ理由はないのである。すなわち、若し本法が制限超過の利息の支払を絶対に元本に充当することを否定する趣旨であるとすれば、何故に制限超過の利息の前払に限って元本に充当されるものとしたか理解することができないところであり、同条は制限超過の利息の支払が性質上元本に充当し得ること及びこれを元本に充当しても、制限超過部分の返還の請求を認めないことと矛盾、抵触するものでないことを前提としてこれを擬制しているものと解するのが合理的である。そして元本充当を否定する消極説をとると、債務者は本法の禁止する制限超過の利息、損害金を払わされながら、いくら払っても元本は何時までも残り、債務者は救われないことになり、本法の高利貸的搾取から経済的弱者を保護しようとする本法の趣旨に副わないことになる。……

論者は、積極説をとると高利貸が金融をしなくなり、経済的弱者の金融梗塞を来たし、却って弱者に不利となると、いうが、経済的弱者の金融については別途庶民金融等の社会政策的見地に基づく施策によって解決すべきであって、本法の解釈によってこれを解決せんとするが如きは筋違いといふべきである。……

(4) 山田作之助裁判官の反対意見

わたくしは、奥野、五鬼上両裁判官並びに横田（喜）裁判官の反対意見に同調する。しかして何故に多数説に同調し得ないかについてのわたくしの見解を左のように述べる。

多数説は、昭和二九年旧利息制限法が廃止され現行利息制限法となった今日においても、なお所謂超過利息につい

て債務者が超過利息と指定して支払ったものについては、そのまま超過利息として債権者が取得し得るとの旧利息制限法時代大審院の古くから採っている態度（明治三五年一〇月二五日言渡、判決録八輯九卷一三四頁、昭和三〇年二月二二日言渡最高裁第三小法廷判決、集九卷二〇九頁）を結果においてそのまま維持せんとしているのである。その根拠は改正後の現行利息制限法においてもなおその一条二項において「債務者は前項（利息の最高制限）の超過部分を任意に支払ったときは前項の規定にかかわらずその返還を請求することができない」と規定しておる所以のものは、この点に関しては新法は旧利息制限法をその基盤において踏襲しているのである。この二項の規定が存する以上、旧利息制限法についての大審院以来の判例は現行利息制限法についてもこれを変更する必要がないとするのである。惟うに現行法が一条一項において超過利息についてはこれを無効としながらその二項において超過利息を意識して支払ったときは、債務者は債権者に対してその返還を求めることができないとしているのは、法条としては首尾一貫しないものといふべきであるが、かかる首尾一貫しない立法がなされているのもまた社会的理由がこれを要求しているからであるから旧利息制限法が「裁判上無効とする」としていたのを現行法が「無効とする」としたのは高利息制限の理想に一步前進したものと解すべきであり、従って現行法上少数説の主張しているとおりの解釈が条文上の根拠がある以上、一步理想に副うべく法を解釈すべきは当然であると考ええる。所謂金融の円滑を期する点を強調するあまり、法規の条文が改正されておるにもかかわらず、なお旧法時代と同様な考え方の基礎の上に、旧法のときの判例を同様の結果となるように新法を解釈することはわたくしの採らないところである。（以下次号）